平成２４年（フ）第５６３号
名古屋市港区油屋町３丁目28番地の３　エスポアクインズコート40Ｉ号
債務者　広田　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８０号
名古屋市熱田区六番２丁目３―12号　第２協和コーポ405号室、住民票上の住所名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘10棟509号
債務者　長井　　瞳
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６０号
名古屋市中川区荒中町45番地　市営一柳荘１棟209号
債務者　村松磨紀湖
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７号
三重県伊賀市柘植町2648番地の156
債務者　福島ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１０７号
大津市大江６丁目26番11―102号　ベルヌーブ森神Ⅲ
債務者　中山　秀憲
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５号
滋賀県栗東市小野70番地99
債務者　藤井とよ子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９号
大津市真野大野１丁目20番29号
債務者　中村　勝一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６８号
滋賀県草津市矢橋町1530番地11
債務者　野﨑　武人
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７０号
滋賀県高島市勝野1266番地
債務者　北村ひろ子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７１号
滋賀県高島市勝野1266番地、前住所滋賀県高島市城山台１丁目10番地１　プリムローズ城山台104号
債務者　北村　一洋
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
滋賀県高島市勝野1266番地
債務者　北村　篤史
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
滋賀県高島市勝野1266番地
債務者　北村真里子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５号
滋賀県草津市草津２丁目５番32号、前住所滋賀県草津市野村４丁目20番14号　野上荘２―２号
債務者　矢田　清次
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７９号
大津市大将軍１丁目16番９号　プレジール前田Ⅱ101号
債務者　岩田　　剛
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
滋賀県湖南市菩提寺新町３丁目57番地、前住所滋賀県湖南市菩提寺1491番地302
債務者　日高　浩子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６号
滋賀県栗東市安養寺１丁目12―14　崎村浩史方、外国人登録原票上の住所大津市皇子が丘２丁目３番20号
債務者　清水溪子こと　卞　　外淑
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８７号
滋賀県栗東市小柿７丁目６番２―403号
債務者　髙田　靖之
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所民事部